

新潟県立歴史博物館規則及び新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第45号

新潟県立歴史博物館規則及び新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則

(新潟県立歴史博物館規則の一部改正)

**第1条** 新潟県立歴史博物館規則(平成12年新潟県規則第129号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
(観覧料等の免除) <b>第8条</b> 条例第9条の規定により、観覧料及び特別観覧料(以下この項において「観覧料等」という。)を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) (略) <u>(11) 展覧会その他の特別の催しを観覧するため特別観覧料を納めた者が当該特別の催しを観覧する日に常設展示室に展示されている資料を観覧する場合 その者の観覧料の全額</u> 2・3 (略)	(観覧料等の免除) <b>第8条</b> 条例第9条の規定により、観覧料及び特別観覧料(以下この項において「観覧料等」という。)を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) (略) 2・3 (略)

(新潟県立近代美術館規則の一部改正)

**第2条** 新潟県立近代美術館規則(令和4年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
(観覧料等の免除) <b>第12条</b> 条例第8条の規定により観覧料等を免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該場合に免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(11) (略) <u>(12) 特別展示その他特別の催しを観覧するため特別観覧料を納めた者が当該特別展示その他特別の催しを観覧する日に展示室に常時展示されている美術品等の展覧会を観覧する場合 その者の観覧料の全額</u> 2 (略)	(観覧料等の免除) <b>第12条</b> 条例第8条の規定により観覧料等を免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該場合に免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(11) (略) 2 (略)

### 附 則

この規則は、令和6年6月14日から施行する。